

平成21年第1回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年3月27日													
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田1234番地 北広島町役場2階 大会議室													
議 長	藤 井 昌 之													
開閉会日時及び宣告	開 会	平成21年3月27日 午前10時02分												
	閉 会	平成21年3月27日 午後 2時52分												
<table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>出席を示す</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>欠席を示す</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>不応招を示す</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>公務欠席を示す</td> </tr> </table>	○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
	○	出席を示す												
	△	欠席を示す												
	×	不応招を示す												
	□	公務欠席を示す												
1	藤 井 昌 之	○	5	藤 井 勝 丸	○									
2	前 川 正 昭	○	6	加 計 雅 章	○									
3	青 原 敏 治	○	7	入 本 和 男	○									
4	中 田 節 雄	○	8	秋 田 雅 朝	○									
会 議 録 署 名 議 員	7 番 入 本 和 男		8 番 秋 田 雅 朝											
地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	竹 下 正 彦	事 務 局 長	井 手 川 守										
	副 管 理 者	浜 田 一 義	所 長	国 安 勝 美										
	収 入 役	杉 野 光 眞	主 任	児 玉 一 朗										
議 事 日 程	別紙のとおり													
会 議 に 付 し た 事 件	議案第1号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について												
	議案第2号	芸北広域環境施設組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例												
	議案第3号	芸北広域環境施設組合特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例												
	議案第4号	芸北広域環境施設組合特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例												
	議案第5号	監査委員の選任について												
	議案第6号	平成21年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に 対する関係市町の負担割合について												
	議案第7号	平成21年度芸北広域環境施設組合一般会計予算												
会 議 の 経 過	次のとおり													

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	<p>では皆さんおはようございます。少し定刻時間過ぎたわけですが、ただ今より会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席議員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。</p>
日程第1	議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番 入本和男君及び8番 秋田雅朝君を指名いたします。</p>
日程第2	議 長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」と言う者あり】</p> <p>御異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定いたしました。</p>
日程第3	議 長	<p>日程第3、「諸般の報告」をいたします。</p> <p>議長より報告をいたします。前回の本組合議会以降、北広島町議会の改選に伴い本組合議会議員に異動がありました。引き続き選任された藤井勝丸君、新に選任された中田節夫君、加計雅章君でございます。どうぞよろしく願いいたします。なお、辞職された議員は、日山静樹君、久茂谷美保之君であります。以上で議長報告を終わります。</p>
日程第4	事 務 局 議 長 議 長	<p>議長。</p> <p>ここで暫時休憩をいたします。</p> <p>〔暫時休憩中〕</p> <p>それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
日程第4	議 長	<p>日程第4「副議長の選挙」を行います。組合議員の交代に伴い、ただ今副議長が空席となっておりますので、選挙を行うものでございます。</p> <p>お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長により指名推薦にしたいと思い</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第5	議 長	ます。御異議ありませんか。
	7 番議員	7 番 入本和男君。 あの、議会は成立するといいますけど、前代未聞のようなこういう会議そのものがですね、前はですよ、管理者が、管理者もいない状態で議会を開く、今回は似たような議員が一人もいないところで開くという。事務局並びに管理者はどういう位置づけでこのきれいセンターの定例会を開催されておるんですか。
	議 長	暫時休憩といたします。 〔暫時休憩中〕
	議 長	では再開をいたします。ただ今副議長選挙に入りましたけれども、7 番 入本和男君の方から審議ができないという同意がございましたので、ここで暫時休憩といたします。 〔暫時休憩中〕 〔中田議員及び藤井議員入室〕
	議 長	それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。 先ほど日程第4の副議長の選挙を申し上げたところでございますけれども、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長により指名推薦にしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。 【「異議なし」と言う者あり】 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は議長による指名推薦によることに決定いたしました。 それでは副議長につきましては加計雅章君を指名いたします。 お諮りいたします。 ただ今議長が指名しました加計雅章君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。 【「異議なし」と言う者あり】 異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名いたしました加計雅章君が副議長に当選されました。会議規則第33条第2項による当選の告知をいたします。副議長に加計雅章君を指名いたします。
	議 長	引き続き日程第5「議会運営委員の選任」を行います。 お諮りいたします。組合議会議員の交代に伴い、ただ今議会運営委員が2名欠員となっております。北広島町の議員さんから選出していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。 暫時休憩いたします。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 6	議 長	<p>〔暫時休憩中〕</p> <p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>議会運営委員の選任については、委員会条例第 4 条第 1 項の規定により議長において議会運営委員に藤井勝丸君及び中田節雄君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」と言う者あり】</p> <p>御異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただ今指名いたしました、藤井勝丸君及び中田節雄君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。</p>
	議 長	<p>日程第 6、議案第 1 号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合格約の変更について」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。</p>
	事 務 局 議 長 管 理 者	<p>【議案第 1 号を朗読】</p> <p>引き続き提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。</p> <p>提案理由の説明に先立ちまして、改めてごあいさつを申し上げます。議員の皆様方には、本日は御多用のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。前回の安芸高田市議会議員選挙、そして今回の北広島町議会の議員選挙、御当選をされまして本議会の議員として御就任をいただいております。</p> <p>ごみ処理の問題というのは町民市民の日常生活上の密着した問題でありますと同時に、地域の環境問題あるいはそのもっとよく考えますと、大きな広い意味での環境問題にも直接つながる重要な問題であります。芸北広域環境施設組合におきましてもこうした観点からごみ処理の問題につきましても今後万全を尽くしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解御協力をよろしくお願いを申し上げます。そして私事ではありますが、先の町長選挙におきまして、町民の皆様方の御信任を得て町長の職務を勤めさせていただくことになりました。あわせてこの組合の管理者も引き続き務めさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、提案理由の説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。</p> <p>議案第 1 号でございますが、「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合格約の変更について」でございます。広島県市町総合事務組合の規約変更について協議があり</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者	<p>ましたので、組合を組織している本組合の議会の議決が必要となります。上程させていただきましても、既に各市町の議会では、審議可決をされておられることと思います。内容につきましては、ただ今、事務局が朗読したとおりでございます。よろしくお願いをいたします。</p>
	議 長	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p>
		<p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
	7 番 議 員	<p>7 番 入本和男君。</p>
	7 番 議 員	<p>これに、規約変更に伴う当組合にデメリット、メリッ的なものはどのようなものがあるのか、そのあたりの御説明をお願いいたします。</p>
	議 長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。管理者 竹下正彦君。</p>
		<p>では、事務局から説明をいたします。</p>
	事 務 局	<p>御説明いたします。市町総合事務組合というのから、これは広島中央広域行政組合さんとそれから山県郡町村税滞納整理組合さん、こちらが解散されるということで規約の変更が必要になったので組合に加入してらっしゃる全部について、今回協議があったんですけれども、脱退の組合の市町総合事務組合の加入団体が減るということになります。ですから負担金あたりが少し変わってくることもあるかもしれませんが、その職員も減るのでメリットデメリットというのはそれほどないと思います。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。</p>
		<p>7 番 入本和男君。</p>
	7 番 議 員	<p>今の負担金とか事務量とかいう問題が今のメリットデメリットに私は値すると思うんですが、そのあたりのちゃんとした整理の答弁をもらわないとやっぱし関わる、このただ削っただけですと、全くその前後と変わりませんという問題か、ここに言葉が出る以上はそのあたりを把握した上での答弁をお願いいたします。</p>
	議 長	<p>ただ今の質問に対し答弁を求めます。事務局。</p>
	事 務 局 長	<p>失礼します。現在広島中央広域行政組合というのが入っております。これが税滞納整理組合と入らなくなるんですが、まあこれが先ほど申しましたように規約変更ということになるんですが、職員研修等ございますのでこういう組織にうちの方も加入させていただいております。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第7	議 長	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。まず、原案に対する反対討論の発言を許します。</p> <p>(反対討論なし)</p> <p>反対討論なしと認めます。 次に原案に対する賛成討論の発言を許します。</p> <p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>賛成討論なしと認めます。これを持って討論を終結いたします。 これより議案第1号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。</p> <p>【賛成者挙手】</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	議 長 事 務 局 議 長 管 理 者	<p>日程第7、議案第2号「芸北広域環境施設組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例」を議題といたします。 議案の朗読を願います。事務局</p> <p>【議案第2号を朗読】</p> <p>引き続き提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。 議案第2号でございますが、「芸北広域環境施設組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例」でございます。</p> <p>地方自治法の一部改正に伴いまして、地方議会の議員に関し、「報酬」が「議員報酬」と明確化されたため、議会議員のみの報酬及び費用弁償の支給に関する条例として全部改正とさせていただきたく、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、この案を提出するものでございます。</p> <p>内容につきましては、資料としてお配りをしております、新旧対照表の方を御覧いただければと思います。議員の報酬等に関する規定につきましては、これまで、監査委員と併せて条例化しておりましたが、分離をいたしまして、議員のみの条例として整備するものでございます。よろしく願いいたします。</p>
	議 長	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これを持って質疑を終結いたします。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 8	議 長	<p>これより討論に入ります。討論ありますか。  まず原案に対する反対討論の発言を許します。  7番 入本和男君。</p>
	7 番議員	<p>私は、議案第 2 号につきましてですね、その議員報酬について反対をいたします。年額とありますが本定例会におきましてもこのような形で議会が開かれ、議員の資格としてこういう年額という報酬は、私は不適切のように思います。現在、財政状況が厳しい中でこういう年額よりか、私は本来なら日当、費用弁償にすべきだという形でこの案に対しましては本定例会をみても分かるように非常に自覚的なものが薄いというものを同僚議員として、この議案に対する反対をいたします。</p>
	議 長	<p>次に原案に対する賛成討論の発言を許します。  (賛成討論なし)  賛成討論なしと認めます。  ほかに討論はありますか。  (討論なし)  討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  これより議案第 2 号「芸北広域環境施設組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例」を挙手により採決いたします。  本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手を願います。  【賛成者挙手】  賛成反対同数でございますので議長といたしまして、原案のとおり、賛成ということによって挙手多数でございます。よって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	議 長  事 務 局 議 長 管 理 者	<p>日程第 8、議案第 3 号「芸北広域環境施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を議題といたします。  議案の朗読を願います。事務局。  【議案第 3 号を朗読】  引き続き提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。  議案第 3 号でございますが、「芸北広域環境施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」でございます。芸北広域環境施設組合の議会議員及び監査委員の報酬並びに費用弁償の支給に関する条例の全部改正によりまして、監査委員の報酬及び費用弁償の支給について規定する必要がありますの</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者	<p>で、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、この案を提出するものでございます。先ほどの議案第2号の条例の全部改正に伴うものでございますが、こちらの方も内容につきましては、お配りしております新旧対照表の方を御参照いただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
	議 長	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p>
		<p>これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
		<p>7番 入本和男君。</p>
	7番議員	<p>5ページの第2条2項の具体的な説明とですね、それから第3条の2項の北広島町とありますが、安芸高田市の職員規定との差異はあるのかないのか。それから、6ページのごみ処理検討委員会その他の委員の日額ですが、これも北広島となっておりますが常に組合が、また合併後ですね、この中で今後もこういう形をとられるのかそのあたりについての御説明をお願いいたします。</p>
	議 長	<p>ただ今の質疑に対し、答弁を求めます。事務局長。</p>
	事務局長	<p>失礼します。ちょっとしばらくお待ちください。</p>
	議 長	<p>暫時休憩いたします。</p>
		<p>[暫時休憩中]</p>
	議 長	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p>
		<p>先ほどの7番 入本和男君の質疑に対し事務局より説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>失礼します。2条の2項なんです、次のページなんです、6ページを見ていただくと分かると思うんですが、別表というのがございます。そこの中に監査委員というのが別なんです、ごみ処理検討委員会とかその他の委員がございまして、こういう会議をですね、一昨年何回もやってきたわけですが、やはり、1日やったことがございませぬ。半日でほとんど終了するように日程調整してやっておりますので、ここで言うると、4時間当たりというふうになります。これを支給していくための4時間あたり半額ということになります。</p>
		<p>それと費用弁償の3条の2項とか別表の北広島町の旅費に関する準用条例でございまして、現在ですね、準用条例は、芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例というものがございまして、これは全部で18項目ございまして、それで、まあこういうものを個々に作ればよろしいんですが、一応北広島町の条例を準用するということで、職員の人件費等もすべて準用</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	しております。こういう委員会等の日当も北広島町を準用させていただきます。以上です。
	議 長	以上で答弁を終わります。 7番 入本和男君。
	7番議員	私が再度聞くようになるんですが、日額の日当とかですね、その安芸高田市の差額はないのですか聞きたいんですが。
	事務局長	ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。 失礼します。大変申し訳ないんですが、私の勉強不足で、安芸高田市は、調査しておりません。申し訳ございません。
	議 長	以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。 (質疑なし)
		質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
		これより、討論に入ります。討論はありますか。 まず、原案に対する反対討論の発言を許します。 (反対討論なし)
		反対討論なしと認め、次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。
		7番 入本和男君。
	7番議員	当議案に対しまして、先ほど申しましたようにですね、第2条につきましては、先ほど議員報酬は、年額としております。しかしながら、この検討委員会さん並びにその他の委員さんはですね、時間給的な発想ではありますが、ただし、そこに管理者が特に日額を支給する必要があると認めた場合はこの限りでないと書いてあります。私は、会議をするためにはたとえ1時間2時間でもですね、その日を空けなくてはいけないという義務が発生し、非常に委員の皆様には、日額を1日4時間と満たない場合等は適用せず、管理者の日額を支給する方法を認めていただきたいという意見をいたします。また、ただ今説明がありました、安芸高田市並びに北広島町の条例等でこれが平成7年からこういう条例がずっと今日まで来ていると思います。しかしながら、本日に至ってはですね、やはり将来を見据えた場合はやはり組合組織でございますので、組合としての18項目につきましては、統一されることを意見して賛成をいたします。
	議 長	ほかに討論はありませんか。 (討論なし) 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第9	議 長	<p>これより、議案第3号「芸北広域環境施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を挙手により採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を願います。</p> <p><b>【賛成者挙手】</b></p> <p>挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第9、議案第4号「芸北広域環境施設組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読を願います。事務局。</p> <p><b>【議案第4号を朗読】</b></p> <p>引き続き提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。</p> <p>議案第4号でございますが、「芸北広域環境施設組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」でございます。</p> <p>組合規約の変更に伴いまして、条例を改正する必要がございましたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、この案を提出するものでございます。</p> <p>新年度の4月から収入役制度を廃止いたしまして、会計管理者を設置するというところで、規約の改正を行いました。この規約の改正につきましては、各市町の議会で可決をされているところでございますが、これに伴いまして、本条例の収入役の給与に関する規定を削除するものでございます。内容につきましては、別紙の新旧対照表のとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。</p>
	事 務 局 議 長 管 理 者	<p><b>【議案第4号を朗読】</b></p> <p>引き続き提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。</p> <p>議案第4号でございますが、「芸北広域環境施設組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」でございます。</p> <p>組合規約の変更に伴いまして、条例を改正する必要がございましたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、この案を提出するものでございます。</p> <p>新年度の4月から収入役制度を廃止いたしまして、会計管理者を設置するというところで、規約の改正を行いました。この規約の改正につきましては、各市町の議会で可決をされているところでございますが、これに伴いまして、本条例の収入役の給与に関する規定を削除するものでございます。内容につきましては、別紙の新旧対照表のとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。</p>
	議 長	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>7番 入本和男君。</p>
	7 番 議 員	<p>このたびの管理者、副管理者についての年額でございますけど、管理者は、どのようにこの金額を受け取っておられるのか、その辺の御意見をいただきたいです。</p>
	議 長 管 理 者	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。管理者 竹下正彦君。</p> <p>今回の議案については、収入役の方を削除するという改正議案でありますけれども、条例の、現行条例の管理者の年額というこ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>管 理 者 議 長</p> <p>議 長 管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>7 番 議 員</p> <p>議 長</p>	<p>とで、どう思っているかということですか、御質問は。        暫時休憩いたします。        [暫時休憩中]        再開いたします。答弁を求めます。        管理者年額6万円の報酬につきましては、この議会で条例として決定をしていただいているということでございます。私は、その条例の決定に従わせていただいているということでございます。</p> <p>以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。        (質疑なし)        質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。        これより討論に入ります。討論はありますか。        まず、原案に対する反対討論の発言を許します。        7 番 入本和男君。        議案第4号は、先ほどの議員報酬にも関わるわけでございますけど、ただ、今回の第3条3号を削るという問題でございますが、その中には後ほど予算の中にも出てきますけど、特別職の管理者、副管理者の報酬も出とるわけでございます。先だつての決算委員会においては、管理者、副管理者も欠席という状況の中で議会が異常の中で行われました。議員でもいえるように年額というのは、本来ならやはりこの時期にですね、提出側も検討していただくということも私は多分に今回の中では、3号のみならずですね、報酬額もですね、再検討されてですね、提出されるのが普通だという理由でこの第3条3号を削るという案には、議案には反対をいたします。</p> <p>次に原案に対する賛成討論の発言を許します。        (賛成討論なし)        賛成討論なしと認めます。ほかに討論はありますか。        (討論なし)        討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。        これより議案第4号「芸北広域環境施設組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を挙手により採決いたします。        本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。        【賛成者挙手】</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第10	議 長	挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
	議 長	日程第10、議案第5号「監査委員の選任について」を議題といたします。本件は地方自治法第117条の規定により、除籍に該当しますので藤井勝丸君の退場を求めます。
	事 務 局	<p style="text-align: center;"><b>【藤井議員退室】</b></p> 議案の朗読を願います。事務局。
	議 長	<p style="text-align: center;"><b>【議案第5号の朗読】</b></p> 引き続き提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。
	管 理 者	議案第5号でございますが、「監査委員の選任について」でございます。北広島町議会議員の改選によりまして、組合議会選任の監査委員が欠員となっておりますので、監査委員として、引き続き、藤井勝丸氏が最適任者と考えますので、選任の同意をお願いするものでございます。
	議 長	どうぞよろしくお願いをします。 これをもって、提案理由の説明を終わります。 この際、暫時休憩をいたします。
	議 長	<p style="text-align: center;">〔暫時休憩中〕</p> 休憩を閉じて会議を再開いたします。
	議 長	お諮りいたします。本件については質疑討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。
	議 長	<p style="text-align: center;"><b>【「異議なし」と言う者あり】</b></p> 異議なしと認めます。よって、質疑討論を省略することに決定いたしました。
	議 長	これより、議案第5号「監査委員の選任について」を挙手により、採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。 <p style="text-align: center;"><b>【賛成者挙手】</b></p> 挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで、藤井勝丸君の入場を許します。 暫時休憩いたします。 <p style="text-align: center;">〔暫時休憩中〕</p> 引き続き会議を再開いたします。 選任されました、藤井勝丸監査委員からごあいさつをいただきたいと思います。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第11	5 番議員	ただ今御指名をいただいたということで、非常に責任を感じております。さらに研鑽し、厳しくチェックし、職責を全うしたいという決意でございます。よろしくお願いします。
	議 長	暫時休憩といたします。 〔暫時休憩中〕
	議 長	それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。
	議 長	日程第11、議案第6号「平成21年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について」を議題といたします。 議案の朗読をお願いいたします。事務局。
	事 務 局	【議案第6号の朗読】
	議 長 管 理 者	引き続き、提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。 議案第6号でございますが、組合規約第13条第3項の規定によりまして、「平成21年度一般会計予算に対する関係市町の負担割合について」をお願いするものでございます。 内容につきましては、事務局から説明申し上げます。
	議 長	引き続き詳細につきましては事務局より説明を求めます。事務局。
	事 務 局 長	【詳細説明】
	議 長	これをもって、提案理由の説明を終わります。 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。 7番 入本和男君。
	7 番議員	この負担金配分明細の割合でございますが、9分の6と9分の3、この9という母体を今後どのようにされるのか、考えがあるのか伺うものとですね、それから、人口でございますけれども、平成20年12月31日の安芸高田市の人口が33,198とありますが、この数字はどこからもってこられた数字なのか、私は分からないのですが、安芸高田市ではそこまでおればいいのですが現実にいないですから、この数字をどのようにして把握されたのかそのあたりを伺います。
議 長 事 務 局 長	この質疑に対し答弁を求めます。事務局。 失礼します。まず最初の方なんです、ここに安芸高田市が9分の6、北広島町が9分の3とございますが、これの経緯を申し上げますとですね、町村合併以前におきまして、組合は9町の運営で行ってございました。で、合併がですね、安芸高田市の方が、1年	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>7 番議員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>管 理 者</p>	<p>早く合併されまして、それと北広島町の方では、まだ、合併されてないので旧三町の、当時ですね、一市と三つの町が組合を構成しておりましたが、当時の市町との話し合いで、当分の間、例年通りの、まあ要するに安芸高田市においては、六町ございましたので9分の6、そして、北広島でなしに後の残りの当時大朝町、千代田町、豊平町については、3分の1ずつというふうに安芸高田市の合併規定にはそうになっておりましたが、1年後に北広島町が合併しまして、またこれもいろいろお話ししまして、当分の間従前どおりの9分の6と、まあ、三つの町が一つになったということで9分の3というふうに、当分の間こうしてお願いしようということが当時ございました。それと安芸高田市の人口でございますが、33,198人、これ20年12月31日現在ですが、これは、安芸高田市の市民課から情報をいただいております。以上です。</p> <p>以上で答弁を終わります。7番 入本和男君。</p> <p>今の9分の6とか9分の3というのは常識的にしたら理解しておくわけですが、私は管理者にですね、この数字の扱いを、今後と言われます、今事務局から説明がありました、当然管理者の、これは考え方だというふうに理解しております。その管理者としては、この数値をどのように考えておられるのか、今後と言われるのはどの程度までこの数字を応用されるのか何うものでございます。</p> <p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>〔暫時休憩中〕</p> <p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただ今7番 入本和男君の質疑に対し答弁を求めます。管理者 竹下正彦君。</p> <p>9分の6、9分の3ということで、分母が9になっておるんで、どういうことかなということになりますと経緯の説明を伺わないと分からんという意味じゃあ、これでいいのかということが確かにあると思いますけれども、まあ、あのいろいろこの組合につきましては、その旧高田郡の六町、山県郡の三町いろいろまあ、あの御苦勞を重ねてきて組合運営をしてきているという経緯の歴史があります。そういう意味でこれを踏襲させてもらっておるということでもあります。で、まあ特にこれをどう、これからどうするんかという御質問でございますけれども、私はこれで特にこれを直</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第12	管 理 者	<p>さにゃいけんとか、どうしてもこれでいかにゃあいけんということもないんでありますけれども、まあ少しこちら辺は経緯を踏まえてですね、少し検討をさしていただいて、一定の定義をしたいというふうに思います。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、これをもって、質疑を終結いたします。 これより、討論に入ります。討論ありますか。 (討論なし) 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第6号「平成21年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について」を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 <b>【賛成者挙手】</b> 挙手全員であります。 よって、本案は、原案のとおり、可決されました。 暫時休憩とします。 〔暫時休憩中〕</p>
	議 長	<p>それでは休憩を閉じて再開いたします。 昼からの会議につきましては4階の会議室ということでこれをもって13時まで暫時休憩といたします。 〔午前11時48分 休憩〕 〔午後12時59分 再開〕 〔加計議員午後から欠席〕</p>
	議 長	<p>それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p>
	議 長 事 務 局 議 長 管 理 者	<p>日程第12、議案第7号「平成21年度芸北広域環境施設組合一般会計予算」を議題といたします。 議案の朗読を願います。事務局。 <b>【議案第7号の朗読】</b> 引き続き、提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。 議案第7号でございますが、「平成21年度一般会計予算」でございます。21年度の予算額は、歳入歳出それぞれ8億3,441万円で、平成20年度当初予算の9.3%減ということになっております。主な減額は、ごみ処理施設建設時の起債償還が一部完了したことによります公債費歳出の減などがございます。詳し</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>管 理 者</p> <p>議 長 事務局長 議 長</p> <p>4 番議員</p> <p>議 長 事務局長</p>	<p>くは、事務局の方から御説明申し上げます。</p> <p>なお、職員の給与につきましては、組合条例の規定によりまして、北広島町における職員の給与に関する条例を準用しておりますので、御了承の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>引き続き詳細について、事務局に説明を求めます。事務局。</p> <p>【詳細説明】</p> <p>これをもって提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>4 番 中田節雄君。</p> <p>何点かお伺いします。まず歳入の方 10 ページ、雑入なんですが、資源化物売却代とありますが、これは、内容的なものは何が含まれておるのか。それともう一つそこで農園ハウスの重油代というのがありますが、農園は確か、あそこをお貸ししていることかと思うんですが、重油代というのは、あそこで重油を使うのかそれとも使った温水を供給するのにそういう重油代としていただくのか。その点と、あその地代はどうなっているのかその点ですね。それと歳出の方の 16 ページで、これ電気料そして重油としてあって 408 万 3 千円計上させてありますが、そこらの関連性があるのかないのか。もう一点、16 ページのところの 13 節の説明欄に書いてあります再商品化・再資源化埋立処分委託料と、あの埋立て処分というのは、これ焼却灰のことだろうと思うんですが、これ五日市の方について言った話がありますけれども、再商品化・再資源化と一括してこれだけありますが、内容的には灰の埋立委託料と再資源化・再商品化をどういうふうに、その中身をちょっと説明いただきたいと、とりあえずその点でお願いいたします。</p> <p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。</p> <p>資源化物の売却代 811 万 9 千円の内容でございますが、少しお待ちください。売却代なんですが、まあちょっと大きく分けてお金を、対価を得てお金を資源化と、逆有償、要するに資源化するのにお金を払って資源化すると、まあここでいうとるのは対価を得て行うものですが、物としてはですね紙類。これが紙類は、細かく分けますと新聞、雑誌、ダンボール、紙パックという分類で資源化しております。それと毛布。それと生きびん。まあ生きびんはですね、皆さんあの、今ごろパックとか、酒にしてもパックとか、あのどういうんですかビールにしても缶が多いんですが、</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>昔、まあ今でも瓶の一升瓶ですね、それとかビール瓶、それを生きびんと呼んでいます。それをやはりごみとして皆さん、どうい うんですか、商店に持って行かないでごみとして出されるんです ね。それをうちが分別してビビの入っていない良品だけをこれを 資源化するんです。これも入ります。それとガラスの無色のびん ですね。それも売却しております。金属類にいきまして、スチー ル製のものを缶スチールですね、それを圧縮プレスして資源化し ます。それとか、アルミ缶ですね、アルミ缶もプレスして資源化 しております。それと鉄くず、俗にいう鉄くずですね、まあ長い 物とかいろいろあるんですが鉄くず。まあ自転車あたりも鉄くず として資源化しております。それと電気のコード、これは銅線が 入っていますので、かなり高い金額で資源化の有価物として扱っ ております。それとペットボトルもお金をいただいて資源化して おります。まあ大体こういうようなんですが、去年のですね、8 月・9月ごろまでは、非常にこういう資源化物を高く購入してい ただいておるんですが、9月ごろから急激に下がりまして、今年 度800万位しかないということで、去年に比べると1,200 万位減というふうに雑入がなっとります。まあこれも市場ですの で、私らがあがいても高くはならないのですがまあ極力1tでも たくさん資源化するには努力しております。</p> <p>それと、農園ハウスでございますが、これはですね、御存知の とおり、まあごみの多いときはですね、24時間稼動してしま すが、土日はやはり稼動しません。祭日はしとりますが。要す るに焼却炉が稼動しない時間帯においては湯は沸きませんので、 その稼動しないときにボイラー、予備ボイラーで温水を沸かして供 給しております。その使った燃料、A重油をですね、メーター、 どうい うんですか、流量計がありますんで、オイル計がございま すのでそれを入札した価格で消費税を込めて請求しております。</p> <p>それと先ほどの地代でございますが、これはですね、ちょっと お待ちください。借地面積がですね、38,236㎡ございます。 これが524万7,440円の地代を払っています。ハウスので すね、地代の収入はございません。というのがですね、要するに きれいセンターを建設するとき、熱量を有効利用して何かし ょうということいろいろな施設を視察してきたわけですが、ほと んどの施設が場内とか場外、まあちょっと離れたところにお風呂 を、温泉的にお風呂を作っておられましたが、ほとんど最初使う</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>だけで、後はくもの巣を張った状態になるということで、ほとんど利用する住民の方がおられないということが大半の施設でありまして、地域性を生かしてですね、これは農業に温水供給しちゃあどうかということで、まあいろいろ川井地区の、川井地区いうところにあるんですが、川井地区の営農組合等もいろいろ検討されましたが、まあ結局採算等とれないということで、普通の方がここを作っておられますが、最初から地代をとるというお話はしておりませんので、じゃあ途中から地代を取るというわけにいきませんので、地代はいただいております。</p>
	議 長 4 番議員	<p>それと再商品化でございますが、焼却灰ですね、ここに書いてあります最商品化のすべての項目をいうんでしょうか。それとも埋立て部分？</p> <p>どうぞ補足説明をお願いします。</p> <p>再商品化・再資源化・処分埋立料と委託料というのがあるんですが、埋立処分委託料というのは焼却灰の委託のことだというふうに解釈するんですが、再商品化と再資源化がちょっと理解できないと。</p>
	議 長 事務局長	<p>引き続き事務局より答弁を願います。</p> <p>まず埋立てはですね、どういうんですか焼却灰はすべてセメントの原材料のためにリサイクルしております。それでここで出てくる埋立てというのがですね、焼却灰がまあ出てくるんですが、それは資源化するんですが、やはり焼却炉の中に異物があります。例えば缶とかそういうものがたくさんあるんですがそれを機械的に分別するんですが、分離さすんですが、それを資源化にもできますし、資源化にできるものはするんですが、それらを埋立て処分しています。まあこれが大体年間34t位ございまして金額にして67万円位今年度見込んでおります。あとはですね、先ほど申しましたように焼却灰とかは資源化しております。年間大体1,000t位資源化しております。あとびんくずの資源化、これはですね、210t位資源化しております。これはびんくずを細かく砕いて公共工事等にも使ってくれば良いんですが、まあ早く言えば下水とか農業集落排水の管路の埋め戻しの材料として、こういうびんくずが細かく砕いたものが使えるようになっております。まあ各市町で公共的は工事がございます埋立てとかクッション材が必要なときは、一言言ってもらえれば、入手先を御紹介いたします。それと乾電池ですね、電池とか蛍光管、まあ水銀を</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>含む有害物質というふうになっておりますが、これも資源化しております。</p>
	議 長	<p>容器包装再商品化委託量、まあ大体280t位予定しておりますが、これは協会、リサイクル協会の方で入札していただいでうちの方に落札した会社が来とるようになってきます。以上大体大まかに申しますとこういう経緯です。</p>
	4 番議員	<p>以上で答弁を終わります。 4 番 中田節雄君。</p>
	4 番議員	<p>今の答弁の中で、行方は大体理解できたんですが、再資源化とあるいは再商品化という項目の中で、私で思えばそれらは商品化できるんだからやはり資源物を売却量にそういうふうにちょっとそこで理解したんですよ。だからちょっとそのところは、資源化できる、それをなおかつ引き取っていただくということに解釈するわけですか。</p>
	議 長	<p>ただ今の質問に対し答弁を求めます。事務局。</p>
	事務局長	<p>言葉から申しますとですね、まあ対価を得てできるんじゃないかというふうに思われるんですが、実質ですね、こういうごみです。ごみを資源化するには手間暇たくさんかかります。それでどうしてもお金を払って資源化せざるを得ないというのが今の現状、供給と需要のバランスですよ。要するに、今から2、3年前は中国が大変発達しまして、オリンピックなり、いろいろあって、鉄鋼材とか紙類が非常に高くペットボトルも高く売れておりましたが、需要と供給のバランスが崩れて、まあどんどん下がっていくと。まあ、それをみて、再資源化とか再商品化とかなるんですが、こういうごみから出たものはですね、まあかなり分別して、選別してせざるを得ん。まあ運搬費もかかりますので、当然お金がかかるということです。まあ本来これはですね、昔は、全部埋め立てておりました。ですが、お金をつけてもそういう資源の有効利用と環境を配慮したらですね、こういうふうで、資源化した方が環境のためにも良いんじゃないかと思えます。ゼロエミッションを一応掲げておりますので、すべて埋立てしないで、すべてリサイクルなり処分していこうというふうに考えております。以上です。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。</p>
	3 番議員	<p>3 番 青原敏治君。 同じく16ページなんですが、各機器装置等修繕費の額が1億</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p data-bbox="368 230 496 264">3 番議員</p> <p data-bbox="368 499 496 589">議 長 事務局長</p>	<p data-bbox="520 230 1469 477">超えとるということで、どういったものをかなり大きい機械でこういう金額になるんだろうと思うんですが、そこらあたりの説明をいただければまあ修理するには業者もおるわけですから、これはどういうふうな経緯でやられたのかいうのも併せてお聞かせいただきたいと思います。</p> <p data-bbox="520 499 1469 533">ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。</p> <p data-bbox="520 555 1469 2123">少々お待ちください。修繕内容でございますが、毎年度計画的に行う修繕内容、今年度が10項目ございます。そして、定期実施分、まあ2、3年とか、2年おきとかいうのが定期的な修繕が大体6項目ございます。そして不定期、まあ壊れた時直すということの不定期いう部類に入りますがこれが8項目今年度ございます。そして、その他の修繕部品代、突発的な修繕も出てまあこれも不定期になるんですが、2項目ございます。大きなものはですね、定期的な大きなものは焼却炉の修繕、今からきれいセンターに行ってみていただきますが焼却炉は2炉ございます。その2炉の内ですね、やはりあの耐火物、耐火煉瓦、要するに焼却炉の煉瓦ですね。それは消耗品でこれをいっぺんにやり変える、ワンスパンじゃなしに、これをいっぺんにやり変えると何億とかかります。ですから計画的に1号炉2号炉同じように毎年3スパンくらいに分けて計画的にやっておりますが今年度の焼却炉等の修繕が4,800万円見込んでおります。予算上ですね。それとかですね、ごみクレーン、まあ今から行って見ていただくごみクレーンの修繕680万円位。これはですね、皆さんごみを出されてパッカー車に入れてパッカー車が運んできて、ごみピットというのがありますが、ピットですね、ごみを投入するわけですが、皆さん出されたときはですね、ごみが均等になつとりません。例えば生ごみ、プラスチック類、去年の10月からプラスチックを分けておりますがまだ完全に住民の方々が覚えてないようでまあプラスチックも出てきます。紙類も出てきます。そういうものをですね、均等にごみの質をしてやらんと焼却炉、うまく燃えません。ですから、そのクレーンで攪拌しながら焼却していくわけですが、これもクレーンの整備が年に2回、先ほど申しましたが680万円位です。あとですね、バーナーとか各種の計装設備点検とかですね、バグフィルターの点検、これは点検のみですが570万円位。バグフィルターですね、ダイオキシンを除去するのに絶対不可欠な装置でございまして、フィルターをですね、4、5年に一回換</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>えております。大体300本ございまして、2,000万くらい4、5年に一回はかかります。ただこれはですね、毎年検査せんといけないので、毎年定期検査でサンプルをとってやっておりますがそういう仕事が大体570万位かかります。あといろいろありますが、先ほど申しました、アルミ缶とかスチール缶を圧縮プレスしてやる金属圧縮機とか選別機とかいうものが、切断機とかいうのがありますがこれが大体230万位修繕費がかかる。これが毎年やる定期的にやる毎年実施する主なものです。あとはですね、各種送風機とかいろんな送風機とかあるんですが、これらは、3年毎とか2年毎とかまちまちでございまして。大体今年多いのがですね、灰出しするためのコンベヤ、各種コンベヤ補修で3年毎なんですけど大体これが730万位かかる予定でおります。これはすべて入札を行います。それでちょっと余談になるんですが、大体5月ごろ入札する予定で、また、5月か6月には臨時会をお願いしたいというふうに考えております。以上です。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。</p>
	8番議員	<p>8番 秋田 雅朝君。</p> <p>一点ほどお伺いするんですが、衛生費の15ページ16ページですね、その中で需用費あるいは13節の委託料等ございまして今年度の予算はまあ、前年度とほとんど同じ予算だと思うんですが、19年度決算書ももらったんで見させてもらうのに、やっぱり不用額が需用費だと1,400万あるいは委託料だと1,053万円というふうに出ておるんですが、まあ予算ですので多めに予算を組まれるのは決して私、異論はないんですが、そこらあたりの不用額が出るような感覚の予算の組み方なんかどうなんかいこうあたりをお伺いしたいと思います。</p>
	議 長 事務局長	<p>ただ今の質問に対し答弁を求めます。事務局。</p> <p>11節あたりで不用額が発生しておりますがこれがですね、去年の不用額が1,400万位11節需用費で出ておりますが、これは、入札残でございまして。まあ要するに焼却炉にしても大体ここらが1億位の予算ということですので、入札するとやはりこういうようなものができます。それと、委託料の方なんですけど、去年ですね、去年からこれは将来的なことを申し上げますときれいセンターの業務を、一部ですが去年の5月から夜間業務を部分委託ですが、専門の業者に委託をお願いしております。その時にですね、2名で午後10時から午前7時までの勤務をですね、2名</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>から3名、技師による対応の仕様で入札をしましたところ、大体予算規模です、1, 300万位の予算でしたが、実質落札した業者がですね、500万位で請負いました。ですので、本年度、本年度じゃなしに先ほど言われました去年の委託料がかなり余つとるという話ですが、まあ今年はこのように余る経緯はないと思うんですが。以上です。</p>
	議 長	<p>引き続き質疑を認めます。</p>
	8 番議員	<p>8 番 秋田雅朝君。</p>
	8 番議員	<p>まあ、今の質問をさせていただいたのは、収入も減っていく中での予算の組み方なので、やっぱり、どっかが余るくらいの予算を組むとまたほかの方にゆがみがきたりするんじゃないかという懸念があったので、質問させていただいたわけですが、まあ、答弁いただいた中では、理解できたということで、まあしっかりした予算の執行の方をお願いしたいということで終わります。</p>
	議 長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p>
	4 番議員	<p>4 番 中田節雄君。</p>
	4 番議員	<p>ちょっと聞き漏らしがあったので、2点ほどお伺いいたします。14ページのことで総務管理費の中で人間ドックの事業所負担金というのが4万7千円ほど組んでおられますが、それについてそこで働く職員の方々すべてが人間ドックを受診されているのかどうか、受診された中で特徴的なものがあるのかないのか、まあ、ちょっと言い方がまずいかもしれませんが、やはり行って見ますのに、マスクをされている方が非常に多いと、粉じんの関係、臭いの関係そういったもので、そうした環境問題にするような兆候が、人間ドックの受診結果に表れてないのかどうかその点についてお伺いいたします。</p> <p>もう一点でございますが、やっぱり16ページ、先ほど話がありました再商品化・再資源化の下のところにその他委託料というのがございますが、収集運搬・施設内作業業務、焼却炉夜間運転業務委託料外というのがございますが、その中で収集運搬の委託料とまあそれも含めての委託料で予算が計上されていますが、その27節のところですね、収集運搬車等重量税というのがございますが、委託をされているのに、これ重量税を払う必要があるのかどうか、それをちょっと疑問になりますので、お答えいただきたいと思っております。</p>
	議 長	<p>ただ今の質疑に対し、答弁を求めます。事務局。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>失礼します。14ページの人間ドック事業所負担4万7千円でございますが、これは事務局の職員4名分でございます。あと、きれいセンターの方ですね、16ページにまいりまして下から2、4、5番目にありますが人間ドックの事業所負担が11名分の12万9千円でございます。まあすべて人間ドックを受けるようにしておりますが、まあ年度途中ですね、あれでも健康診断がいいという若い者もちらほらありますが、すべて決まったようには受けております。</p> <p>それと収集運搬を委託しておって、27節の重量税が10台分で52万4千円あるんじゃないかということなんですが、これはですね、人件費のみの、人件費のみですね、人件費のみの委託業務を行っております。機材等は組合の方で負担しております。以上でございます。</p> <p>最近よく言われておるメタボとかいう対象者はおりません。そしてですね、きれいセンターが始まって1年か2年したころですね、全員の血中ダイオキシンも測っております。当然、職員は当然、委託作業員も測っておりますが、通常自然界の血中のダイオキシン、まあ普通の方の血中ダイオキシンということで、安心はしております。ですからこれといった、施設で働いとるからマスクをしとるからうんぬんかんぬんは発生しとりません。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。</p> <p>7番 入本和男君。</p>
	7 番議員	<p>歳入について伺います。8ページの2款の使用料手数料のところですが、洗車料がなぜ収入になるのかちょっと納得できないのと、それからごみの処理手数料というのがありますが、これは、町市別にはまあ減額になつとるわけですが、減額理由とですね、それから、1億1,745万8千円の町と市の別をまず伺います。</p>
	議 長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局長	<p>収集運搬とか業者の洗車設備の使用料でございますが、これは事業系のごみをですね、収集して歩く業者をうちの方で許可しております。その業者がですね、やはりガソリンスタンド等で洗うのがちょっと抵抗があるという業者のみを洗車しておりますが、まあ大体11台登録してあります。で、月に水道料金等で3千円いただいております。それで、39万6千円です。</p> <p>そしてごみ処理手数料なんですが、やはり10月にですね、ど</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>ういうんですか、生ごみ、今まで生ごみに入れていた、プラスチック類これがまあ、まあ最初にしてみれば、かなり守られて分別されておるんですが、まあそれが、容器包装の部類に入ってきますので、まあ、単価も非常に生ごみに比べると半値以下ですね。で、容量がちょっと多いんでこれあたりの減額した、減額さぜるを得んような状況です。それとまあどうでしょうかね、最近ですね、許可業者の持ってくるごみが非常に下がっています。まあなぜかと言うと、まあやっぱり今の世界的な不況による需要、商品の需要が下がっておるんじゃないかと、まあ最近、許可業者が持ってくるごみの量も減っております。まあそれが要因で、ごみ処理手数料が減額になると思われます。</p>
	議 長	<p>ちょっと時間下さい。ちょっと休憩をお願いします。</p> <p>それでは、ただ今のごみ処理手数料の市町の内容でございますが、事務局の方から今、書類を整理するというところでございますので、この件は、今やってもらっていますね。で、後ほど御答弁をいただきたいと思っておりますけれども、それ以外について、御質疑があれば、お受けしたいと思っております。</p>
	7 番議員	<p>引き続き、7 番 入本和男君。</p> <p>今の答弁ですね、やはり数字を積算されたときには積算根拠というのが当然あるわけなんですよ。それで今のように手数料の減額というのは、その経営からみても、非常に大きな問題で、その理由が明らかにならないといけないと思うんですよ。それで今言われたように許可業者の搬入が下がっておると言われるんですが、どのくらいあったものがどのくらい下がると見込まれておるか言われないう数字というものが、約1千万近い金ですよ。1千万いうたら我々とすれば大きいと思うんですよ。例えば、我々が聞く方とすれば、業者の500万あったのが、今年は100万位なりそうなど、経過をみたらいうように、そういうふうにせられたこの比較の997万5千円という数字のこの説明がですね、具体的に欲しいわけですが、その点についてはどうですか。</p>
	議 長 事務局長 議 長  7 番議員	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。</p> <p>これも今持ち合わせがないので、ちょっと時間を下さい。</p> <p>はい。後ほど答弁をいただきたいと思っております。</p> <p>そのほかに質疑はございませんか。</p> <p>7 番 入本和男君。</p> <p>持ち合わせがない言われるんですけれど、予算審査しとるわけ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	7 番議員	<p>ですから、積算根拠ぐらいいはこの場で説明できるようにお願いしたいということです。12ページの支出の件ですが、事務所借上料は、これはどういうものですかね。</p>
	議 長 事務局長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局長。 12ページの事務所借上料は、御存知かどうか分かりませんが、この本庁の3階に芸北広域環境施設組合の事務所を北広島町からお借りしている分の家賃でございます。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。 7番 入本和男君。</p>
	7 番議員	<p>管理者に伺います。現在、安芸高田市においてはですね、支所の空きスペースがまあ多くなってですね、本来なら借上料わずか120万ですが、その事務所というのがこの北広島になけにゃあいけないもんですかね。その点について伺います。</p>
	議 長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。 暫時休憩をいたします。</p>
		<p>〔暫時休憩中〕</p>
	議 長	<p>休憩前に引き続き会議を行います。 先ほどの7番 入本和男君の質疑に対し答弁を求めます。 管理者 竹下正彦君。</p>
	管 理 者	<p>事務所の位置をどこにするのかとそういうことだと思います。まあどこが一番良いのかということでございますけれども、ごみ処分場がいったいどこにあるのかと、そしてそのごみ処分場の位置と事務所の位置というのがですね、やはり、いろいろまあ歴史的なこの一部事務組合のですね、経緯等も踏まえてですね、決定をしているのではないかと思います。まあしたがって、現在の状況というのがやはり一番自然な方法でありますし、これ以上の選択というのは今の時点ではないのではないかとというふうに思いますけれども。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。 続いて7番 入本和男君。</p>
	7 番議員	<p>まあ事務所もねえ、いってこいの金があるような経営はいかなもんかと思ったりもするわけですが、それでは16ページのごみ処理費について伺います。この予算もですね、当初からまあ今回も比較が出ておりますが、まあ年々、上がってきとるような状況ですよ。しかしながら、19年度の決算では、4億3,511万円。20年度は当然分かりませんが、その予算にしても19</p>



事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>ように心得ておりますが、部品供給はどうしても代理店しかしてもらえないとかいうこともございます。それと技術的な修繕の技術的なところですね、そういうところも持った会社じゃないとできないところもあります。これらについてですね、部品供給について私も疑問に思いまして数年前、もっと前ですかね、公正取引委員会に行ってまあ一応、そのような抵触するんじゃないかというふうに聞いたこともあるんですが、これは、部品のあれは代理店を通してやって、ほかの修理会社には部品を供給しないのは商法であって、抵触しないというふうに門前払いを受けておりますが、まあやはり、どういうんですか商法のうちのそのための代理店あたり等を設けているようで、どこもかしこも部品が出ない、それと技術的な、どういうんですか、事をほかの会社に盗まれてもいけんようなことで、まあこれ商法でやっつることだからどういうんですか、公取には引っかけられないと公正取引には引っかけられないというふうなことも申しておられました。まあ以上大体そういうところですよ。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。 引き続き7番 入本和男君。</p>
	7番議員	<p>まあ今90件位ある言われたんですがね、本来なら90件の内容の資料が欲しいくらいですが、まあ個別に聞かないと分からないので、最初に重油ですけど、これはどういう入札状況ですか。</p>
	議 長 事務局長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。 指名願いが出るとる業者をすべて入札に参加していただいております。大体6社ぐらいが参加していただいております。毎年ですね、大体6社位参加していただいております。以上です。</p>
	議 長 7番議員	<p>引き続き7番 入本和男君。 もっと具体的に一步踏み込んだわけですから、業者名をパッと一緒に言っていたら聞かないと分からない。</p>
	議 長 事 務 局	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。 入札を行いました業社名ですけれども、有限会社岡野商店様、有限会社山田石油店様、J A広島北部農協様、それからカーステーション織田様、それから郷田石油株式会社様、あと、中央興業千代田給油所様の6業者で入札を行いました。</p>
	議 長 7番議員	<p>以上で答弁を終わります。 7番 入本和男君。 市の名前と町の名前を言ってもらわないと私も分からないんで</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	7 番議員	すが、あわせてそこの収集運搬燃料代もありますが、そこもあわせて同じ業者ですか。
	議 長 事 務 局	ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。 お答えします。あの先ほどの6業者の方は北広島町内の方です。で、収集運搬燃料代についてもそうです。A重油と収集運搬の燃料軽油ですけれども、これは分けて入札しております。ですから、落札業者はそれぞれ違います。以上です。
	議 長	以上で答弁を終わります。 7 番 入本和男君。
	7 番議員	この指名業者の公募はどのようなかたちでされとるんですか。
	議 長 事 務 局 長	ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。 失礼します。平成7年からこのきれいセンター収集運搬が稼動していますが、当初ですね、当時七町でやっておりました。各所にどういふんですか、指名願い出されて入札しとったわけですが、年が経つに従って自然に町内の業者しか指名願を出されないような状況になりました。というのがですね、やはり例えばですね、高宮とかまあどういふんですか豊平の先の方になるとその収集区域に行ったところへしか給油できないんですね、わざわざきれいセンターからよその地域に収集している車は全部そこへ行かすいうこと自体が逆に燃料がたくさんかかるというようなことで、だから、そういう高宮なりそういうところへ離れとる、きれいセンターからちょっと離れとるところは年間ですね、取扱量が非常に微々たるもので、まあこういうんだったら、「別に入札に参加せんよ」というようなこともございます。ですから、まあうちの方でみればですね、その個々の町に最初は1箇所ぐらいづつ入札して決めておったわけですが、まあ自然に皆さん参加せんと、まあ要するにその町のみ、収集に行ったときだけしか給油できないので、取り扱い方が少ないというようなことがあって、自然に残ったのが、旧千代田町内の業者になったような状況があります。
	議 長	以上で答弁を終わります。 7 番 入本和男君。
	7 番議員	結論から申しますと、安芸高田市からは公募してもなかったというふうに理解してよろしいわけですね。
	議 長 事 務 局 長	答弁を求めます。事務局。 最初公募されて出されたんですが、次回、何年か経ったときに

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	出されないののでどうされますかと言ったところ辞退するというような方が、そういうような給油所がどんどん増えていって自然に何年か経ったらこの町内しかいなかったという状況です。大体声はかけています。前回とられたところへですね、指名願いを出して下さいということは。
議 長		以上で答弁を終わります。 7番 入本和男君。
7番議員		次の薬品は、これはどのようなところへ使われて、これは今言われるどういう購入の仕方になっておるんですか。
議 長 事 務 局		ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。 薬品につきましては、きれいセンターで使う薬品でございます。薬品といいましても例えば、排ガスの中の有害物質を除去する消石灰でありますとか、あるいは配管の腐食を防止するための冷却水の配管腐食防止剤、それから、あの水処理を行うための、各種の薬品、そういった薬品でございます。薬品の選定につきましては、そういった納入ができるところ、これも指名業者の中から指名をいたしまして、入札を実施して決定させていただいております。以上です。
議 長		以上で答弁を終わります。この際2時10分まで休憩といたします。  〔午後2時00分 休憩〕 〔午後2時10分 再開〕
議 長		それでは若干早いようでございますが、おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 先ほど、7番 入本和男君のごみ処理手数料についての御質問がございました。事務局より答弁を求めます。事務局。
事 務 局		すみません。遅くなりました。お答えします。先ほど収入の方、要求額1億1,745万8千円の安芸高田市、北広島町の内訳ということでございますが、安芸高田市さん分が7,703万7千円それから北広島町さん分が4,042万1千円を見込んでおります。もう一つの件です。昨年と比べまして1千万近く減少していますが、この原因についてでございますが、これは、ごみの持込量の減少によるものです。ただ今、平成19年度とそれから平成20年度この4月から2月までの持込、ごみの量の全体量をですね、比較しますと、約5%全体で減っております。びん、缶と手数料の高い物、こういうものにつきましては、約10%減少し

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事 務 局	<p>ております。減少の要因についてですけれども、これについては、まだ、はっきりとは解明できておりません。10月からプラスチック製容器包装の分別を開始したこと、これによる燃えるごみの減少ですね。それから、ごみ袋、可燃ごみの方が一袋65円、容器包装ごみが一袋30円ということで、そちらの方で出されると少し手数料が安くなるという、こういう原因もあります。それからごみ袋も変更しました10月から。その変更によって、袋にたくさん入るといふか、詰め方というか、まあそういったことで減少しているのかもしれないし、事業系のごみの減少については、最近の景気の後退によるものとも考えられます。以上です。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。質疑はありませんか。</p>
	7 番 議 員	<p>7 番 入本和男君。</p>
	7 番 議 員	<p>まあ本来ならもっと具体的に聞いてですね、やりたいと思いますが、まあ後ほど、今後は事務局に行って伺いたいと思います。ここの中で、先ほど問題にありました、委託のですね、人件費の1億1,953万7千円のその他の委託料でございますが、これは、現在も当初設立当時から全く変わっていないように報告を受けておるわけですが、ここらは、官から民というのもありましょうし、それから入札というのもあるわけですが、人件費だけです、その点については、これは、どのような形の入札状況になっとるんですか。</p>
	議 長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。</p>
	事 務 局 長	<p>収集運搬については、随意契約で行っております。以上です。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。</p>
	7 番 議 員	<p>引き続き7番 入本和男君。</p>
	7 番 議 員	<p>先ほど夜間の契約、夜間業務の時に契約したら、人件費が1,300万がわずか500万で受ける人があったと、1億1,900万円あまりのものが随契というのは、管理者として今後どのようにお考えですか。</p>
	議 長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。管理者 竹下正彦君。</p>
	管 理 者	<p>ごみ収集の処理業務にはまあ大別をして、事務組合の事務的な外部管理的な事業と、それからごみの収集運搬、そして現場での処理施設での処理業務とまあ3つ位の類型がありますけれども、このうちその外部の専門的な機関で処理をした方が、その業務として確実に、適切に、そしてサービスを低下させずに、効率的な業務ができる余地があるのではないかと、そのところを計画的に</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者	<p>進めて行きたいというように考えておりました、一部夜間の業務について、民間の専門業者に委託しておりますけども、これも現場での処理業務について、そのようなことをまあ一部、これは去年から実施しているということでもあります。基本的なその考えとしては、まあ申し上げましたような観点から、外部の専門機関で処理した方が効率的で適切で、そしてサービス低下をさせないというふうなその観点からそうしたことをどうこれからまあ実現していくのかということについては、問題意識を持って進めていかなければならんというふうに思っております。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。</p>
	7 番 議 員	<p>7 番 入本和男君。</p> <p>この業務には、個人的な資格がどの程度いるのかは分かりませんが、その外部にするということは随意契約でなくても私はいいと思うんですが、その点について今後の考えとですね、これに対する雇用の人員は、比率は、どのように市町の、どのようになっていますか。</p>
	議 長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。</p>
	事務局 長	<p>相手先が今の北広島町農林建公社いうところの第三セクターにお願いしております。将来的にもこういう収集運搬業務についてはですね、御存知のとおり収集ステーションを見ていただくと分かるように、カラスがつついたり、悪臭を発生したりいろいろございます。私、一番思うのは、この収集運搬からごみの処理については、市町村固有の事務なんですよね。それをですね、入札でやってもあれなんかわからんですが、やはり、こういう敏速かつ地域性を良く知った業者に随意契約した方がいいんじゃないかというふうに思ってやっとなるわけですが。たやはりあの、普通の入札でやると、一般の請け合い者はとにかく安くにとって、収集をパーっとやって帰って、後残ったり、ステーションが汚れておってもそのままにしておったり、いろいろ問題、トラブル等もありますが、これも地域性を考慮するとやはり、農林建の社員につきましても個々の地域におられないところもあるんですが、大体雇用しておるということですが、今の地域を良く知った、熟知した従業員でやった方が効率よく収集運搬できるんじゃないかと思えます。知らない地域に行って、生ごみを残したり、又、地域がわからなくて、時間かけて収集するということになると悪臭も発生しますので、衛生的にも悪いので、地域を熟知した業者に随意契約した</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>方が、より効率的にはかどるんじゃないかと思います。第三セクターの公社の方ですが吉田町が1名、旧町でいきますね。八千代町が6名、美土里町が1名でございます。計、安芸高田市でみると8名でございます。昔の大朝町が2名、千代田町が11名、豊平町が1名、芸北町が1名の北広島では15名というふうになっております。それでこれはですね、昔ですね、ちょっと余談になるんですが、きれいセンターが出来る前に、こちら山県郡三町で山県東中部福祉衛生組合というのがございました。そして高田の方では、美土里高宮ごみ処理管理組合というのがございました。吉田町では単独でもっておられました、それらに勤めておられた従業員、臨時雇用でしたが、それをイコール採用しておりますので、まあこういう北広島、今でいう千代田町が11名おるといのはその辺からの継続された方がおられるということで、多いんじゃないかと思います。それで、農林建公社の方で募集をかける場合は、ハローワークなり、各個々の市町の本庁・支所なりに求人情報ですか、いうものをどんどん出しておりますので、そうやって、管内全域には周知徹底はしておると思います。ただ、応募者がどうかということもございます。以上です。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。 7番 入本和男君。</p>
	7番議員	<p>今の第三セクター言われたんですが、どこが出資しとるんですか。</p>
	議 長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。</p>
	事務局長	<p>J A北部広島ですね。北広島町、山県森林組合と個人の方が3名位だと思います。株の割合はですね、北広島町が、ちょっと今正確でないんですが、私が憶えているので北広島町が50%、J Aが25%、森林組合が10%、後残りの5%が個人ではないかと記憶しております。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。 7番 入本和男君。</p>
	7番議員	<p>こういう公式の場でね、「だろー思います。」言うたら、違っとならまた訂正せにゃあいけんようになりますよ。『だろー』という言葉はやめてもろうて、正確な数字を言うてもらわんと審査にならないので、そのあたりを正確に、「今の数字で間違いありません。」か、そのようにまた後日答えるとか、そのあたりをはっきりしてもらわんと。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p data-bbox="360 224 504 257">議 長</p> <p data-bbox="360 324 504 358">議 長</p> <p data-bbox="360 436 504 470">7 番議員</p> <p data-bbox="360 1500 504 1590">議 長 事務局長</p>	<p data-bbox="552 224 863 257">暫時休憩いたします。</p> <p data-bbox="632 280 823 313">〔暫時休憩中〕</p> <p data-bbox="552 324 1086 358">休憩を閉じて会議を再開いたします。</p> <p data-bbox="552 380 823 414">7 番 入本和男君。</p> <p data-bbox="520 436 1469 1478">         まあ今のように人件費につきましてはですね、雇用につきましては、安芸高田市の比率からいってですね、まあ、逆にうんぬん言いたい部分があるわけですが、その流れの中と将来からという問題の中でですね、そういうまあ三セクを出資してないのにかばちをたれな、言われりゃあそういうところもあろうと思ったりするんですよ。しかしながら、今のようにハローワークよりかですね、やっぱしここらは、私、行政を通していただいてですね、行政の方で広報するような形をしてもらった方が、地域と言われましたら、先ほどの地域の人を雇用した方が良いと言いながら、安芸高田市と、その北広島を比べた場合に、その人数からしてもですね、半分、面積からいったらどうかとかいったときに理屈の合わない答弁をしておられるわけですよ。地域の人が分かりやすいからと言われますけど、北広島が15名で安芸高田市が8名というのは矛盾しとる発言になってくると思うんですよ。そこらを考慮した場合は、募集しても来ないと、本当にそうかどうかは、担当課に私らの市に帰ってこれは確認してみますけど、その考えについて、やはり今言われた答弁と契約内容が一致するような形の答弁をされないと理解できないわけですが。今後の雇用のバランスは、その職員15名もいますよね、そこらも含めてどのようにお考えですか。       </p> <p data-bbox="552 1500 1214 1534">ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。</p> <p data-bbox="520 1556 1469 2116">         募集方法ですが、一民間の募集について公の機関がすることは少しおかしいんじゃないかと私は思います。それとこの試験、面接等もしとるわけですが、農林建公社で面接しとりますので、私たちはしていませんので、この人物でいいとか悪いとかいうのは農林建公社の方の判断によりまして、このように今現在の人員がなるとと。まあ極力言うんですが、管内の住民を採用するようというふうにはお願いしとります。ですが、実際面接して雇うのは農林建公社ですので、これは良い悪いとか、良いとか悪いとか、この人物が良いとか悪いとか地域性がないのでこっちを採用せえとかいうのは私の方から、委託業者ですので、申し込むことはできません。以上です。       </p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長	はい。以上で答弁を終わります。 7番 入本和男君。
	7番議員	まあそういう随契でありながら、委託する側がこれだけの無条件でやっとするものに全く意見ができないと。また指導ができない。こんな随契は、今後我々としても考えにゃあいけんと思うんですが。一般職はどうなっとなるんですか。今、一般職の説明がなかったんですが。
	議 長 事務局長	ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。 現在15名おります。安芸高田市管内が3名。広島市管内が2名。あと10名が北広島町になります。これは、試験採用でやっとなります。
	議 長	以上で答弁を終わります。 7番 入本和男君。
	7番議員	今のまあ、確かに試験と言われればそうかも分かりませんが、やはり現在、雇用問題、この定住の中でですね、どちらも北広島も安芸高田市も非常に雇用促進並びに定住政策に苦慮しとるわけですね。そのあたりもまあ当然執行管理者とすれば、その建前と本音というふうにあると思いますが、バランス等の考慮もお願いしたいというものであります。そこで聞くんですが、やはり今の形ですと、すべてがまあ、あの現在までは、北広島が中心で物事が動いておるということは、これはそれでもよろしいんですが、内容がですね、審議してみると次の言う、まあ文句なんですが、言わにゃあいけんようになるけえですが、車の購入とかですね、車検とかここらあたりも、やはり業者はすべて北広島になっとなるんですか。
	議 長 事務局長	ただ今の質疑に答弁を求めます。先ほどの分も含めて答弁を求めます。事務局。 株の割合は、すべてで200株保有しております。北広島町が100株の500万円。JAの方が50株の250万円。森林組合の方が40株の200万円。役員ですね、5名で10株の50万円です。1千万円というふうになります。 今の車両関係ですが、これも指名願いが出ているところにさせております。現状としてですね、個人の会社名を言ってもあれなんですが、ほとんどの車両が芸備ダイハツ、吉田町にあります芸備ダイハツというところが落札して納入しております。あと一応、旧千代田の方で2、3業者が入札し納車しております。これもで

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>すね、平成7年に車両、まあこれ平成6年ですかね、7年から稼働しているということですから、平成6年に各町から当時七町でやっとなんですが、車両購入したいんで、組合の方へ指名願いを出すようにプッシュしてくれといったところ、個々の町から指名願いが業者から来たわけですが、まあ一堂に会して入札しております。それで、あれからまあ何年かおきにずっと入札しとるんですが、現在残ったのが、今の業者、芸備ダイハツ、株式会社ニッショウ、高岡モータース、山下自工、カーステーション織田、エムジー・カーズ等でございます。最初は個々の町で、すべて入札に参加しておられます。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。</p>
	事務局長	<p>再度、車検と修理の件について答弁を求めます。</p>
	事務局長	<p>車検も修理も落札した業者が一番良く車事情を知っていますので、そこへお願いしとります。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。</p>
	7 番 議員	<p>7 番 入本和男君。</p>
	7 番 議員	<p>ここにごみの指定袋の処理券代が1, 100万位あがってるわけですが、現在、行政の改革という意味で、財政がないという形でですね、そういう指定の袋・処理券等に広告料を入れてですね、その経費を浮かすという考え方もあったりするんですよ。現在よそではそういう実例をまあ御存知かと思うんですが。そういう18年に計画を出されておるわけですが、その計画に則ったものが、今回の基本計画ですよ。この予算に反映されとるものが、この基本計画らあを見て、どこかに組み入れられたものがあるんですかね。これではちょっとそのものが見えないような気がするんですが。そのあたりはどうですか。</p>
	議 長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。</p>
	事 務 局	<p>ごみ袋の最初の質問のごみ袋の広告ということですが、ごみ袋のデザインについては、ごみ処理検討委員会でいろいろ話していただいて、絵柄を入れたりということがございました。広告については、その時は審議できませんでしたし、今おっしゃるようなことは、今後、検討課題だと考えております。</p> <p>それからもう一つ、予算にごみ処理基本計画が反映されているかどうかという問題です。ごみ処理基本計画で大きく3つ立てています。一つはごみ処理量の削減5%です。平成33年度に15%ですので。その削減ということですが、今回、先ほどのごみ処理</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事 務 局	<p>手数料の収入の説明でもありましたが、5%減の見込みで予算を立てております。それが一つ。それから、もう一つリサイクル率の向上、これも、目標に掲げております。このために、今回予算で掲げていますが、再商品化・再資源化委託料です。これまで、毛布とか、木くずとか焼却していた物を切断するということで、新にこの資源化について、予算を計上させてもらってその方向に進んでおります。それからもう一つ、埋立て処分量の削減。これにつきましても、今回、今年度は100t近く五日市の保全公社の方に埋立て処分していたんですが、今回は、それを30t程度まで減らした予算として、計上させてもらっております。以上です。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。</p>
	7 番 議員	<p>7 番 入本和男君。</p> <p>だからあの先ほどの使用料の時に、その説明をしないとつじつまが合わないんですよ。不景気なけえ下がったというんじゃなくて計画で下げていったんだというふうに言われなくては。そしたら5%が6%になってもおかしくないんですよ。景気がこれで1千万位下がるとればですよ、業者の持込が少なくなったとか、ようになればですよ、事業所の持込とか景気でそういうふうになったというさっきの説明ですけれども。計画に基づいて削減計画をしたというような、そこに、基本計画が、全然説明からしてですね、私はそういう前もっての基本計画になっての予算書だろうと思っていますから、そこらあを聞いとるわけでございますんで、そのあたりも、御理解をいただきたいと思うわけですが。</p>
	議 長	<p>あとはですね、安芸高田市は、今回ごみの減量についてごみの処理機の対応をしたんですが、北広島ではどのような対応を、情報を得られていますか。事務局として。</p>
	議 長 事務局長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。</p> <p>はい。今現在北広島町の政策については、聞いておりませんし、噂も聞いておりません。以上です。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。</p>
	7 番 議員	<p>7 番 入本和男君。</p> <p>これもちょうと計画書に入っておりますし、ごみの減量に処理機を考えると、そしたら、その情報として安芸高田市は、この度100万ですけど、2万円の限度額をやったというふうにやるとるわけですよ。そうすると、今後の、先ほどの負担額のどこ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	7 番議員	<p>ろでかかってくると思うんですが、そのやってもやらんでもこのパーセンテージの比率、容積比率というものが、やはり違ってくるんだといえそうですね、各町が良い意味で減量になると思うんですが、そのあたりはやっぱし減量した方が使用料いうんですかね、今の基本料金の問題も下がるというような考えは、事務局はどのように、まあ管理者もどっちかいやあ事務局がそのままされとるんで、事務局がこのほとんどやると思うんで、事務局に聞くんですが、その成果分に対する対応はどのように考えておられますか、将来。</p>
	議 長 事 務 局	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。</p> <p>基本計画に対する成果、進捗状況ということでございましょうか。ごみ処理量を減らしていただくとその分、先ほどの負担割合にもありましたが、ごみの量に応じて3款の衛生費、主要な部分は決まってくるので、減らすことによってその負担割合からいうと、負担金も減ると思います。確かにおっしゃるようにこちらの方にごみ処理機の導入とかそういったことについても計画を立てていますので。このあたり、市町さん、安芸高田市さんは既にやっておられる、集団回収にも助成金をかなり出しておられるというのは聞いております。そういったことを北広島町さんの方とも相談しながら、今後はやって行きたいと思っています。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。</p>
	7 番議員	<p>7 番 入本和男君。</p> <p>やはり市長さんも、いや管理者も、先ほど言われましたように、非常にこれは市民に密着して、環境という現在大きな課題であります。ごみを少なくすればするほど、まあ何十年前は、まあこういう環境センターもなくいいような状況でした。文化の発展と共にこういう問題も出てきたわけですから。そうすると、ごみを現在、そこに5Rとかいうようにしておられますけど、その目的に向かっていく上においてはですね、やっぱし成果の出るような、事務局として両市町にですね、指導しなきゃいけないんじゃないかと思うんですよ。その中で、今回普通ならばですね、あの議会の中に、議会として先進地の視察研修とかいうのが良くあるんですが、これは議会が、今日のようなことでおるのに、答えは言えないかも分かりませんが、このあたりはどのように考えておられるのですか。</p>
	議 長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>議員研修でございますが、これについてはですね、今から行っていただく、これは自由参加になつておりますが一応極力行って参加して欲しいんですが、きれいセンターの実情を見ていただいて、少し勉強していただいて、もう少しこの改良点、また処理計画にしてもこの改良改善した方が良くないかというようなことを皆さんでお話になって、そういう方面での先進地があれば、そこを調査しに行ってくださいと思いますので。今から先、どのくらいかかるか分かりませんが、きれいセンターの方を勉強していただいて、なおかつ、あつこが足りない、ここが不都合だというようなことがございましたら、そういうところの先進地をまあ視察も考えては良いんじゃないかというふうには考えております。</p>
	議 長 7 番議員	<p>以上で答弁を終わります。7 番 入本和男君。 もう一点、不法投棄の問題が、非常にこの景気が悪くなると出てくるわけなんです。反面ですね、以前もやられとったそうですが、休日の持込の問題ですよ、そのあたりはどのように検討されておるんでしょうか。</p>
	議 長 事務局長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。 平成16年に4月から半年間開場をしております。まあその時のデータ、まあ平成16年ですから今からかなり前ですので、その時の事情と今の事情は違うんだというようなことも言われますが、日曜開場をしたんですが、日曜開場ただけの人件費、まあこう言っちゃあいけんのんですが残業・時間外等になるんですが、それだけ投資して日曜開場するべき件数でもない。トン数でもない。実際、祭日は開けておりますので、この祭日を利用して来ていただければ、非常に助かるんじゃないかと思います。やはり、職員の勤務体制にも影響します。又、日曜開場することによって、人を増やすこともできません。ですが、これは査定会でもございましたが、一応検討してみなさいということですので、今年度早いうちに検討して、するかしないかというのは、またお知らせしたいと思います。16年では、開けた意味がなかったといえましょうというような感じでございます。</p>
	議 長 7 番議員	<p>以上で答弁を終わります。 7 番 入本和男君。 不法投棄で安芸高田市の場合は公衛協というのがかなりまあ整備に入っておられるですけれども、決算の時に伺ったんですが、</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	7 番議員	<p>安芸高田市の場合は公衛協が活動しておられるので、持込が非常に多いと、逆に北広島の場合は、公衛協らしき活動がないので不法投棄があっても整備されてないんじゃないかというふうなバランスもあったりしてですね、今言ったことは、半年間とか言われましたけれども、現在の家族構成をみてもですね、非常に祝日と言われましたけれど、やっぱり日曜日というのが非常に、まあ現在、月に一回もないという状況で、それで月に一回開けることによって、受け付けることによってですね、どれだけの人件費がかかったという、そういう算出までされての、これは今日に至るし、今の反論になるんですか。</p>
	議 長 事務局長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。 当時、日曜開場に伴う半年間分ですが、6月はですね、実質開いとりません。というのが、焼却炉の修繕をしておりますので、燃やすことができないので開けとりませんでした。後は開けるとるんですが、まあ実質5ヶ月ですね。職員の時間外手当が120万円。作業員、委託の方ですね、これが30万円で150万円の人件費がかかっております。そして、先ほど申しましたが、やはり祭日に開けておりますので、そちらの方を利用していただければ良いんじゃないかと思うんですが、査定会でもお話が出たことで、一応今年検討しようということですので、もうしばらくお待ちください。できるものならやってみたいというふうには思っております。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。 7番 入本和男君。</p>
	7 番議員	<p>ある面では経費削減言いながら、ある面では随契というずさんな事務局の対応のようにしか私は聞こえんのですよ。やはり啓発運動をしっかりしてですね、不法投棄の問題もあるわけですよ。罰則規定をして、日曜日も開けていますから、月に一回振興会というのも活動も状態もありますし、互助精神が今できとるわけですよ。やっぱりごみを減らすため、その30万の、その日に預かっただけでも、別に問題がなかったら、その全部が全部その日に扱ってどうのこうの…。やっぱり市民の立場に立った、管理者が言っておられたような立場から言ったらですね、日曜日というのはやっぱり掃除もするし、ごみも出したいと。そのあたりをサービス精神の状況の中で、それで金がいるんなら負担しなきゃあしょうがないんじゃないかという分はどうかと思うんですよ。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>7 番議員</p> <p>議 長 管 理 者</p> <p>議 長</p>	<p>ね。そのあたりをもう少し事務局はですね、市民の立場に立ってその基本計画を立ち、またごみという、環境という問題をですね、もう少し検討してもらいたいという気はありますが、なるべくとかいうんじゃないに。どういう問題、また、先進地にも私が一番推薦したいのが、横浜市のあれだけの360万人の人口の中で、どれだけの減量をしとるかという問題が出てますんで、そこらの資料を取り寄せて、もう少し勉強してもらいたいというふうに思っております。そのあたりについての、今後のこのきれいセンターについての経費削減について、どのようにお考えか伺います。</p> <p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。管理者 竹下正彦君。</p> <p>ごみの問題については、ごみの収集運搬処理をいかに効率的にやっていくのかという側面と、それからその町民なり市民のごみに対する理解なり意識をどう高めていって、全体としてごみの排出というものを抑制削減していくと、その中で、資源化リサイクルできるものは、なるべく資源化リサイクルしていくというのが基本だろうと思います。そういう中で、生活密着でありますので、生活のニーズに対応できるような収集運搬ごみ処理を、どう実現していくのかということになるわけでありまして、我々が問題意識を持っておりますのは、土日というそのことが、住民サービスの向上につながっていくであろうということは、ある程度理解ができるわけでありまして、やはり、それは費用対効果の問題であります。単純にだからその土日を開けて住民サービスを向上させれば良いというものでは決してないわけでありまして、その中で、ごみの排出ということについて、住民の皆さんの理解を得ながら、それをどう適切に進めていくのかということでもありますので、そこはもう少し踏み込んだ研究等余地があるということで、事務局長が答弁を申し上げているとおりでございます。</p> <p>それから、随意契約がずさんであるという入本議員の御質問でありますけれども、かなりその観点がずさんというように御指摘をされるのか分かりませんが、基本的には、公共団体の契約については、競争入札が基本であります。これは当然のことでもありますけれども、その中で、この随意契約を認められている余地があるわけでありまして、その地方自治法の規定に従いながら契約を執行しておりますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。</p> <p>以上で答弁を終わります。先ほど挙手をいただいております。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長 2 番 議 員	<p>2 番 前川正昭君。</p> <p>ほとんど入本議員が言われたのでないんですが、ひとつお願いします。16ページの14節のごみ処理施設用地の借地料ですが、これが524万8千円。これが最初に契約されて更新されたのか、金額は同じ524万8千円だったかということを、ちょっと聞いてみたいです。よろしくお願いします。</p>
	議 長 事 務 局 長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。</p> <p>これは、524万7,440円の借地料でございます。更新いうことはないんですが、当初の金額のとおりで、今まで現在来ております。以上です。</p>
	議 長 2 番 議 員	<p>2 番 前川正昭君。</p> <p>更新いうのはそのままされて、何年契約だったのかと思って。それと、やはり、借地料というのがね、難しいかしらんなんですが、後で借地料いうのはずっといけば十年経てば、5,400万円になるんですよ。そういうことで、購入するということを考えておってかどうかということですよ。</p>
	議 長 事 務 局 長	<p>ただ今の質疑に対し答弁を求めます。事務局。</p> <p>この借地料ですが、ちょうどきれいセンターの付近に中国電力の送電線が走っています。それを基準として、借地料を定めております。これも最初、購入するように地域の方に交渉したわけですが、たまたまここは分収造林組合が所有しております、所有者がですね、60世帯位、60軒位ありました。それでその分収造林のいろいろ役員会、総会なりで諮っていただいたんですが、ここの最初、うちの方からみたら買収ということでしたが、利害関係が出てきたわけですね。その分収造林組合からみれば、個々に土地を持ち込んで定款を作って運営しとる分収造林のことに對して途中で売却すると、一部分をですね。その辺で利害関係が出てきて、借地でないと建設は認めないというふうなこともございました。それで、仕方なしに借地で、今現在きております。まあ将来的にはですね、また検討する余地もあるのではないかと思います。やはり一部の方と全体の利害関係もできてくるんじゃないかと思っておりますので、難しい場合も出てくると思います。以上です。契約面積はですね。38,236㎡でございます。</p>
	議 長 管 理 者	<p>引き続き管理者より答弁を求めます。竹下正彦君。</p> <p>事務局長答弁をちょっと補足させていただきたいのは、やっぱりごみ処理場でありますので、地元あるいは住民にとっては、必</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
閉 議	管 理 者	<p>ずしもそれが近くにあるというのはうれしい話ではないわけでありまして、そういう意味からするとそこのごみ処分場の立地については、相当やはり地元の住民の皆さんの理解を得て、これが進んできているということがあります。そういう中で契約、土地利用関係については、事務局長が説明しましたとおり、地元のいろんな事情を組み入れながら成立をしてきておりますので、組合的立場からすると安定的にその土地利用が将来にわたってできるという観点がもちろん要請されるわけでありましてけれども、そういうきわどい、ある意味いろんなところでも成り立っておりますので、そこら辺は、問題意識はもちろん御指摘のとおり、私どもも思いますけれども、そこら辺があるということをお理解いただきたいと思えます。</p> <p>以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありますか。 (討論なし)</p> <p>討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第7号「平成21年度芸北広域環境施設組合一般会計予算」を挙手により採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p><b>【賛成者挙手】</b></p> <p>挙手多数であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>以上で本定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたします。</p> <p>これをもって「平成21年第一回芸北広域環境施設組合議会定例会」を閉会いたします。</p> <p>大変御苦勞様でございました。</p>